

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会答申 (中間のまとめ) に対するパブリックコメント実施結果

- 1 意見提出期間 平成 24 年 1 月 14 日(土)～平成 24 年 1 月 30 日(月)
- 2 意見提出者 4 人 (内訳：ホームページ 2 人、メール 2 人)
- 3 周知方法 広報いたばし、ホームページ、所管課窓口、区政資料室、区立図書館、
区民事務所、地域センター
- 4 パブリックコメントによる内容等の修正箇所
 - (1) 「6. 適正化に向けた進め方」 10 ページ 3 行目、特別支援学級等への配慮の記述を移動
 - (2) 「6. 適正化に向けた進め方」【特徴的なパターンに対する適正配置に関する考え方】
 - ②「望ましい規模を下回り早急な対応を要する学校」 10 ページ 8 行目
複式学級が避けられなかった場合の記述を追加

〔パブリックコメントの主な意見と審議会の考え方〕

1. 適正化に向けた進め方についての意見

No	意見の概要	審議会の考え方
1	適正規模・適正配置は行政や政治が地域と連携を取りながらすすめるべき。	ご指摘の点が重要であると考えます。
2	「望ましい規模を下回ることが直ちに望ましくない教育環境にあるとは断定できない」としつつ「小規模校に該当することが、直ちに学校の規模や配置の適正化を実施するものではないと考えるが、望ましい規模を大きく下回る場合には～早急に動き出す必要がある」としている。一方で小規模化をある程度容認しているのに、自語相違ではないか。	各学校は、保護者、地域と力を合わせ、それぞれの規模を生かした教育環境の充実に取り組んでいます。このことから、望ましい規模を外れることをもって直ちに「望ましくない教育環境にあると断定はできない」ということを基本的な考え方としました。 しかしながら、学級として機能するのか危惧されるほどに小規模化した場合には、より望ましい教育環境の確保を第一に考え、早急に検討を始める必要があると考えます。

No	意見の概要	審議会の考え方
3	「望ましい規模を大きく下回る場合、上回る場合」が明確でない。 また、教育委員会の自由な判断では困るので、「早急に動き出す必要がある場合」を明示すべき。	答申では望ましい教育環境の構築を目指していますが、教育環境は様々な要因から総合的に整えられるものであり、学校、保護者、地域が力を合わせ教育環境の充実に取り組んでいる現状から、学級数や児童・生徒数をもって望ましくない教育環境にあると断定するような数値基準は明示していません。教育委員会に対して具体的な検討に入る必要性を総合的に判断し、検討に入る学校・地域を公表し、合意形成を図るために協議会の設置や運営に的確に関与していくことを求めています。
4	平成 13 年答申は「早急な対応を要する規模」が明確だったが、判断する時点、周知方法、結論への手順が課題であった。平成 13 年答申との違いを明確にすべき。	
5	教育委員会の協議会の決定への関与が不明確。	審議会は、進め方の手順について教育委員会が作成すべきと考えますが、教育委員会が作成する適正化に向けた進め方の手順をイメージに示しました。
6	教育委員会が手順を作成すべき。	教育委員会は方針を定めて検討に入る学校・地域を公表し、協議会の設置や運営についての的確に関与していくことが必要と考えます。
7	少子高齢化社会での学校施設の在り方、方針を区や教育委員会が作り上げて区民に説明を尽くすという方向性が絶対に必要。中間のまとめで欠けているのは、区や教育委員会の方針と考える。	少子高齢化社会についての大局的な方針や考え方について教育委員会は丁寧な周知・説明を怠らず、子どもたちの「生きる力」を育成するための教育環境を整えるという観点で適正規模・適正配置を進めることが重要であると考えます。
8	「学校が密集し小規模化が進んでいる学校を含む地域」は大局的に学校間で連携をとり適正配置に関する協議会をスタートすべきであり、教育委員会が方針を持って主導すべき。	審議会では事例検討において「学校が密集し小規模化が進んでいる学校を含む地域」の適正化については、一定区域の中での検討が必要であると導き出しました。 教育委員会は方針を定め、検討に入る学校・地域を公表し、学校・保護者・地域関係者等の合意形成を図るためにも協議会の設置や運営についての的確に関与し、良好な教育環境のための計画を策定することが重要と考えます。

No	意見の概要	審議会の考え方
9	「小集団での教育や生活へのニーズも考慮する必要がある」という表現は大きく下回る学校への対応としてはいかがなものか。	学校の適正な規模については、学校や地域の実情、子どもや保護者のニーズ等による多様な考え方があります。子どもにとって望ましい教育環境は何かという観点で考えていくことが重要と考えます。
10	教育委員会が「学校適正配置を検討する学校や地域を公表する」時点が明確ではなく、方針を作る必要がある。	答申を踏まえて、教育委員会が速やかに公表されることを望みます。
11	「地域（児童・生徒の保護者、地域関係者）の合意形成を図る」ということが、これまでできなかった。まず、教育委員会が方針を決め、区民や町会に説明に出向き誠意を尽くす。その方針をもとに協議会で議論をしていくことが大事であり、そうでなければ適正配置は進まない。	教育委員会は方針を定め、検討に入る学校・地域を公表し、学校・保護者・地域関係者等の合意形成を図るためにも協議会の設置や運営についての的確に関与することが重要と考えます。協議会における検討では、教育委員会は状況説明や考えられる方策について情報提供を十分に行う必要があります。

2. 全体について

No	意見の概要	審議会の考え方
1	平成 13 年答申を改革するような内容になっておらず、適正配置の公表をした時点で、これまでの通りの紛糾が想定されるのではないか。	教育委員会は方針を定め、検討に入る学校・地域を公表し、学校・保護者・地域関係者等の協議会の設置や運営についての的確に関与し、良好な教育環境のための計画を策定すべきと考えます。十分な情報提供を行い、合意形成を図ることが重要と考えます。
2	複式学級が見込まれる状況になる前に学校を存続させようとする協議の場が設けられなかった。	教育委員会に対して、今後は各学校や地域で教育環境についての協議が進むよう求めます。それぞれの学校の規模にかかわらず、学校規模や教育課題に関して学校、保護者、地域関係者が情報や課題を共有していくことが重要であると考えます。
3	学校を減らすことが本意でないならば教育委員会は小規模化の進行を放置せず積極的にその意思を示すべき。	
4	教育委員会や行政は様々な決定を審議会に委ね、極端に少ない規模になるまで放置した責任は非常に大きい。事態を真摯に受け止め、猛省を即すとともに、前例にとられない大胆できめ細やかな支援を切に希望する。	教育環境の整備について区、教育委員会は責任を持って対処すべきであると考えます。早急に進め方の手順を定め、適正規模化に向けた協議と合意形成を進めるとともに、きめ細やかな支援がなされることを望みます。

No	意見の概要	審議会の考え方
5	子どもの通う小学校の隣接小学校の人数が少ない。適切な人数のほうが教育に良いと考えるので、できるだけ早く統合を進めてほしい。	ご指摘のように、学校や学級の規模は重要な教育環境であると考えます。課題を解消する方策について、教育委員会は保護者や地域関係者と合意形成を図りながら着実に進めることが重要と考えます。

3. 学校選択制等について

No	意見の概要	審議会の考え方
1	適正規模・適正配置は行政が地域と連携を取りながら進めるべきで、学校選択制がその道具となることは避けるべき。学校選択制は公立学校教育における重要な「多様性」を排除する方向を加速させている。	通学区域制、学校選択制、指定校変更制度については本審議会のなかでも多くの意見が出され、いずれの制度にも良さと課題があることを確認しました。 教育委員会は今後も望ましい制度のあり方について検証していく必要があると考えます。
2	人数が少ないことを避けることにのみ学校選択制が利用されていると感じる。どんなに児童たちが仲良く、恵まれた少人数制の授業を受けていても選択の対象にはならない。	